

# 九州農政局請負契約等検査要領

## 目 次

### 第1章 総則

- 第1条 (趣旨)
- 第2条 (検査を行わせる職員の範囲)
- 第3条 (委託検査)
- 第4条 (検査の種類)
- 第5条 (検査の時期及び場所)
- 第6条 (検査職員の心得)
- 第7条 (検査の通知)

### 第2章 検査の実施

- 第8条 (検査の実施)
- 第9条 (破壊検査等)
- 第10条 (未使用材料の検査)
- 第11条 (貸与物品等の検査)
- 第12条 (検査基準)
- 第13条 (緊急措置)

### 第3章 検査の報告等

- 第14条 (検査済みの表示)
- 第15条 (検査調書の作成)
- 第16条 (検査の合格通知書の交付)
- 第17条 (破壊検査の報告)
- 第18条 (完成届等その他関係書類の保存)

### 第1章 総則

(趣旨)

第1条 九州農政局の所掌に属する工事、製造、調査、測量、設計等についての請負契約若しくは委託契約又は物件の買入れその他の契約により受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事及び製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）のため行う検査（以下「検査」という。）については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則

(昭和37年大蔵省令第52号) 及びその他財務会計関係の法令、通達等に定めるもののほかこの要領の定めるところによる。

(検査を行わせる職員の範囲)

第2条 検査は、本局（地方農政局の内部部局をいう。以下同じ。）の契約担当官等の契約に係る場合にあつては本局の職員に、事業所等（九州農政局会計事務取扱細則（昭和47年7月7日付け47九総第620号）第2条に規定する事業所等をいう。以下同じ。）の契約担当官等の契約に係る場合にあつては当該事業所等の職員に行わせるものとする。ただし、本局の契約担当官等の契約に係る場合であっても事業所等の職員に検査を行わせることが適当と認められる場合には、事業所等の職員に検査を行わせることができるものとする。

(委託検査)

第3条 検査に当たって、特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由により前条に規定する国の職員に検査を行わせることが困難又は適当でないとして認められる場合には、前条の規定にかかわらず国の職員以外の者に委託して当該検査を行わせることができるものとする。この場合における受託者の検査に関して必要な事項は、九州農政局会計事務取扱細則（昭和47年7月7日付け47九総第620号）第34条に規定する委託契約書を作成するときに約定するものとする。

(検査の種類)

第4条 検査の種類は次のとおりとする。

- (1) 工事又は製造の請負契約（委託契約を含む。）にあつては、完成検査及び既済部分検査
- (2) 調査、測量、設計等の請負契約（委託契約を含む。）にあつては、完了検査
- (3) 物件の買入れ契約にあつては、完納検査及び既納部分検査
- (4) 土地等の取得等の契約にあつては確認検査

2 完成検査は、工事等が完成した場合において、当該工事等の全部（工事の完成に先だつて引渡しを受けるべきことを指定した部分がある場合において、当該部分の工事が完了したときの指定部分に係る工事（以下「指定部分工事」という。）を除く。）について行うものとする。

3 既済部分検査は、工事等の完成前に当該工事等の既済部分に対して代価の一部を支払う場合において当該既済部分（指定部分工事を含む。）について行うものとする。

4 完了検査は、調査等の業務が完了した場合において当該調査等の全部につ

いて行うものとする。

5 完納検査は、買入れ物件が完納した場合において当該物件の全部（既納部分について引渡しがあったものは除く。）について行うものとする。

6 既納部分検査は、物件の一部について納付があった場合に当該既納部分に対して代価の一部を支払う場合において当該既納部分について行うものとする。

7 確認検査は、土地の取得又は使用にあつては、土地の引渡し、土地に移転すべき物件があるときは当該物件の移転及び土地等に関する所有権以外の権利の消滅にあつては明渡しを受けた場合に行うものとする。

ただし、当該土地等の権利者に対して積極的に反対給付を求めないような場合は除く。

（検査の時期及び場所）

第5条 検査は、契約の相手方から給付の完了（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合における工事若しくは製造の既済又は物件の既納を含む。）の通知を受けた場合に、契約に定められた検査の期限内において検査日時をあらかじめ定め、契約の相手方に通知された給付の場所において行わなければならない。ただし、給付場所が遠隔地である等のため、検査を給付場所において行うことが困難又は適当でないと認められた場合には、給付場所以外の契約において定めた場所で行うことができるものとする。

（検査職員の心得）

第6条 検査職員は、検査を行う前に第4条に掲げるものに関する検査対象の内容等を熟知しておかなければならない。

2 検査職員は、厳正かつ、公正に検査を行わなければならない。

（検査の通知）

第7条 本局の契約担当官等は検査職員が事業所等において検査を実施する必要があるときは、検査通知書（別紙様式第1号）により当該事業所等の長に通知するものとする。

2 契約担当官等は、検査職員に契約金額150万円を超える契約に係る検査又は給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合の既済部分の検査を行わせようとするときは、検査通知書（別紙様式第1号）により契約の相手方に通知するものとする。

ただし、工事請負契約以外の契約であつて契約担当官等が必要でないと認める場合にあっては省略することができるものとする。

## 第2章 検査の実施

(検査の実施)

第8条 検査は、給付の内容及び数量に対し、契約書、仕様書、設計図書その他の関係書類と対照して、その給付の完了を確認するものとする。

2 前項の場合において、工事出来形並びに材料の規格、品質及び数量については、測定その他の方法による検査を綿密に行うものとする。

3 第1項の場合において、検査の対象が地中、水中等にあるため直接明視することができないとき、又は形状、寸法、品質、数量等の確認をすることができないときは、監督職員の示す書類、帳簿等の資料及び契約の相手方の工事関係記録により検査するものとする。

4 検査職員は、買入れに係る単位が20万円に満たない物件で、給付の内容が担保されると認められる保証書の提出があったものについて、第1項に規定する検査のうち数量以外の検査を省略することができるものとする。

5 検査職員は、検査に当たって、監督職員及び契約の相手方に関係資料の提示及び事実の説明を求めることができるものとする。

ただし、物件の買入れ契約にあっては、納品書又は物件引渡書その他の給付の内容、数量及び発行年月日を表示する書面（以下「納品書等」という。）を契約の相手方から提出させるものとする。

6 検査職員は、給付の内容の検査を全数について行うことが困難なものについては、抽出によることができるものとする。

(破壊検査等)

第9条 検査職員は、必要に応じて破壊、発掘、試験等の方法により品質、規格、数量等を検査することができるものとする。

ただし、この場合の破壊等による検査は必要最小限にとどめるものとする。

(未使用材料の検査)

第10条 検査職員は、未使用材料のうち出来高に算入するものについては、数量、規格、品質、所在場所、管理状況等について検査しなければならない。

(貸与物品等の検査)

第11条 検査職員は、工事等について貸付け又は支給した機械器具並びに材料等がある場合には、保管、使用、返納等の状況を検査しなければならない。

(検査基準)

第12条 検査職員が検査を行うに当たって必要な基準は、別に定めるものとする。

(緊急措置)

第13条 検査職員は、検査の実施中重大かつ緊急を要すると認められる事態が

発生した場合には、直ちに契約担当官等に報告し、その指示を受けなければならない。

### 第3章 検査の報告等

#### (検査済みの表示)

第14条 検査職員は、第4条第1項に掲げるものに関する検査を完了した場合には、決議書等の検査済欄に検査年月日を記載するものとする。

ただし、検査調書を作成した場合には、決議書等の検査済欄に「別紙検査調書のとおり」と記載するものとする。

2 検査場所が遠隔地等で、前項により**難い**場合には、納品書等に検査年月日、所属部局課名及び氏名を記載し、納品書等を支払事務を取り扱う職員に送付することとする。

3 検査職員は、第4条第1項第3号に掲げる検査を完了した場合には、第1項の手續に加えて納品書等に検査年月日、所属部局課名及び氏名を記載し、納品書等を支払事務を取り扱う職員に送付することとする。

なお、検査を行った結果、履行期限を遅滞しているときは、速やかに契約担当官等に報告すること。

4 「調達業務の業務・システム最適化計画」（平成21年8月28日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定。平成23年7月15日改定）に基づき、全府省等において導入される電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）により事務処理を行う契約において、次条前段により検査調書を作成した場合は、検査職員は電子調達システムに必要な情報を記録するものとする。

#### (検査調書の作成)

第15条 検査職員は、次に掲げる場合には、検査調書を作成し遅滞なく契約担当官等に提出しなければならない。ただし、電子調達システムに必要な情報を記録することにより検査調書の作成及び提出に代えることができるものとする。

- (1) 契約金額が200万円を超える契約に係る検査を完了した場合
- (2) 給付の完了前に代価の一部を支払う必要があるため既済部分、又は既納部分の検査を行った場合
- (3) 検査を行った結果、給付が契約の内容に適合しないものである場合
- (4) その他契約担当官等が必要であると認めた場合

2 前項の検査調書は、下表に掲げる様式によるものとする。

検査の種類	別紙様式					
	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号	第7号
第4条第1項第1号に関する検査	○	○			○	
同項第2号に関する検査			○		○	
同項第3号に関する検査						○
同項第4号に関する検査				○		

(検査の合格通知書の交付)

第16条 検査職員は、第4条第1項第1号及び第2号の検査の結果、合格と認めるときは、契約の相手方に検査の合格通知書（別紙様式第9号）を交付し、その結果を契約担当官等に報告するものとする。

なお、契約の相手方が電子調達システムを使用している場合は、同システムによることができるものとする。

ただし、合格通知書を交付する必要がないと認められる場合には、これを省略することができるものとする。

(破壊検査の報告)

第17条 検査職員は、破壊検査を実施した場合には、その事由並びに破壊した位置及び規模を明らかにした書面により契約担当官等に報告しなければならない。

(完成届等その他関係書類の保存)

第18条 完成届等、社内試験成績表、受領書、納品書等及び証明書並びに検査の判定の基になった基礎資料は、当該年度経過後、原則として5年間保存するものとする。

附 則

この要領は、昭和55年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和55年10月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年2月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年1月1日から施行する。